

(別表1)

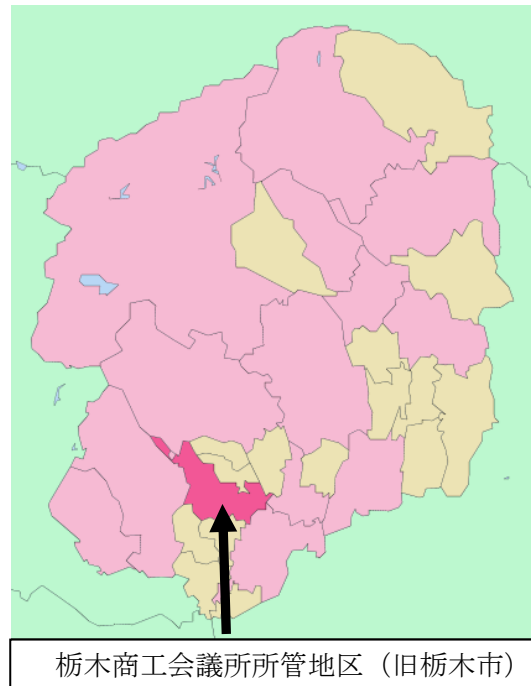
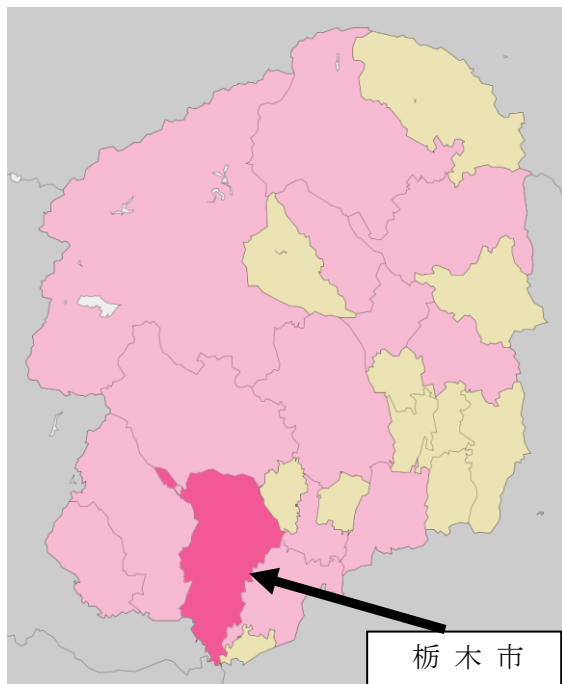
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

(1) 現 状

① 栃木商工会議所管内の概要と立地

平成 22 年 3 月に、旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町及び旧都賀町が新設合併し新生「栃木市」を  
発足させ、平成 23 年 10 月には旧西方町を、平成 26 年 4 月には旧岩舟町を編入合併し、現在の  
栃木市となった。栃木商工会議所は、そのうちの栃木地域を所管している。栃木地域は合併前の旧  
栃木市であり、現在の栃木市の人口の約半数が集中しており、事業所数においてもその多くが立地  
している地域である。



② 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

栃木市のハザードマップ (2019 年 3 月発行) によると、栃木商工会議所管内にある巴波川・  
永野川の広範囲で、0.5～3m未満の浸水が予想されている。両河川が氾濫した際には、広範囲の  
市街地全体が浸水してしまうことが予想される。令和元年東日本台風による水害を受けて、上記  
の巴波川・永野川を含めた中小河川の水防についての再検討が栃木県の所管部署において進めら  
れているところであり、その結果が今後のハザードマップに反映される見通しである。

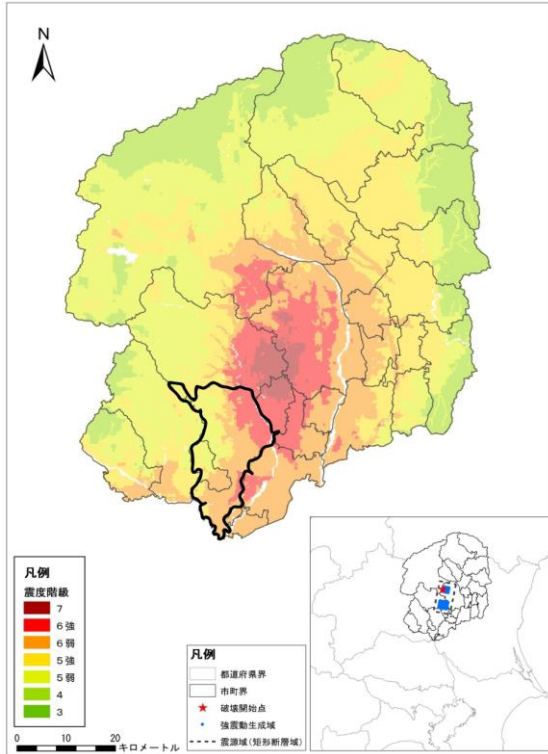
(土砂災害：ハザードマップ)

栃木市のハザードマップによると、栃木商工会議所管内にある平井町と出流町・星野町地域一  
帯は、がけ崩れや土石流等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。これらは、太平  
山自然公園や出流山万願寺・星野遺跡等がある観光地となっている。

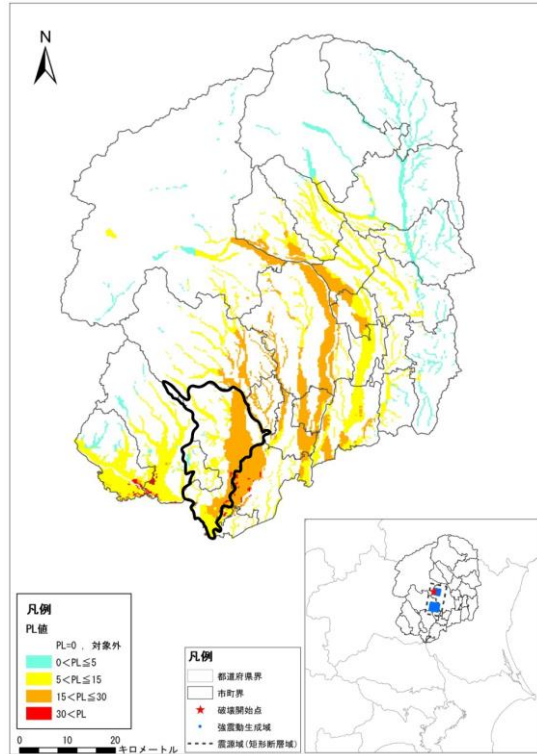
(地震：J-SHIS、栃木県地震被害想定調査)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で 60%以  
上の確率で発生すると言われている。また 2013 年 (平成 25 年) に実施された栃木県の地震被害  
想定では、栃木県庁直下と栃木市直下の 2 つのケースを設定し栃木市における被害を予想して  
いる。その詳細は栃木市地域防災計画 (2019 年 3 月修正) のとおりであるが、市内の広範囲で震  
度 5 強以上となり、ところによっては震度 6 強や 7 となるところもあると予測されている。人的  
被害や建物被害およびライフラインへの広範な影響が指摘されている。

【震度分布図】



【液状化危険度】



※栃木県庁直下に震源を仮定したM7.3の地震

(出典：栃木県地震被害想定調査)

(その他)

栃木市内の巴波川及び永野川流域では、これまでも数回の水害に見舞われてきた。特に、令和元年東日本台風においては、大雨、洪水等、広い範囲にわたり想定外ともいえる甚大な被害に見舞われた。この台風により、栃木市全域における住家被害が8,002世帯（令和2年9月29日現在）（県内最大規模）、栃木商工会議所管内においては、6,211世帯（令和2年9月29日現在）にのぼった。

また栃木市は、関東の内陸部にあつて背後に山地がある地形であることから、夏の猛暑が厳しく、雷やゲリラ豪雨がたびたび観測され、竜巻注意情報も出されることがある。

### ③ 感染症のリスク

感染症については、これまでも数年に一度程度のペースで発生してきたが、とりわけパンデミック現象となった今般の新型コロナウイルス感染症のようなリスクは、今後も想定される。

栃木商工会議所においては、2019年4月にBCPを作成し、インフルエンザをはじめとした多くの感染症に対する対応マニュアル等の整備を行ってきたが、今後は今回の新型コロナウイルス感染症のような未知のウィルスへの対応についてもそのリスクと対応策を検討する必要があると認識している。

現状における感染症が流行した場合の想定リスクを以下に掲げる。

- 外出自粛やイベント会合の中止による飲食、観光などへの多大な影響がある。飲食や観光は裾野の広い産業であり、売上激減の負の影響は地域の広範囲におよぶ可能性が高い。
- 製造業や建設業およびサービス業においては、海外も含めたサプライチェーンの寸断等により生産停止や減産に追い込まれてしまう。
- 従業員や家族が感染した場合や学校が休校となった場合には、従業員が出勤できなくなり、業務が停滞してしまう。

### ④ 商工業者の状況

- ・商工業者等数 3,540 者
- ・小規模事業者数 2,765 者

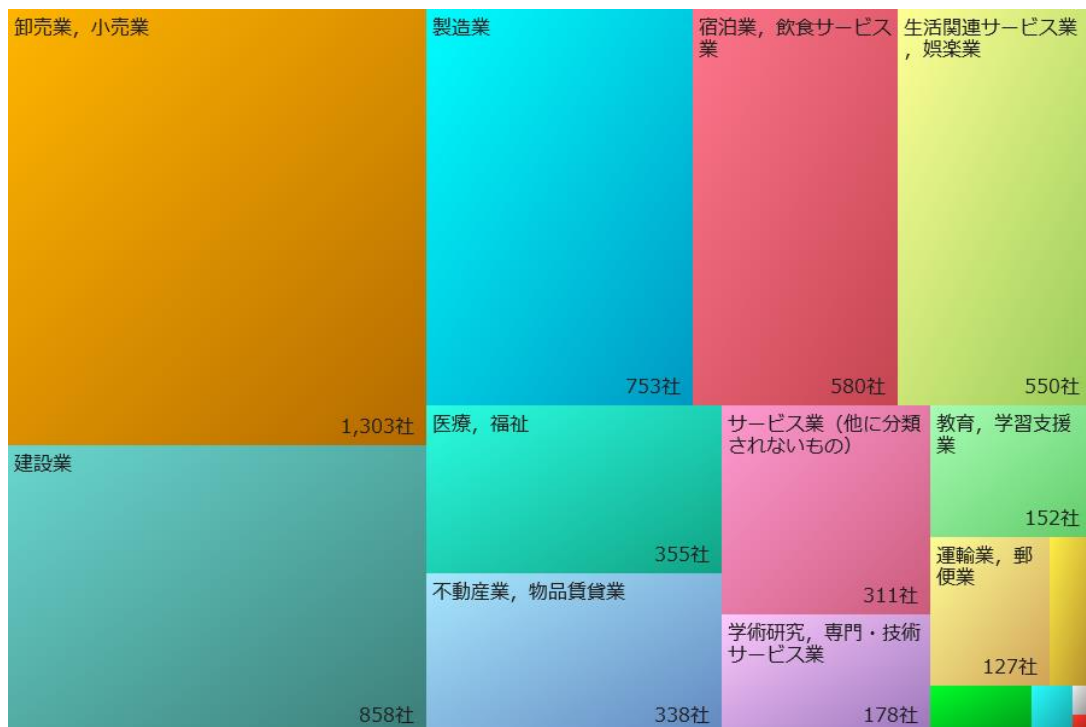
【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	375	359	管内全域に広く分布している
製造業	357	291	管内全域に広く分布している
卸売業、小売業	1,016	695	管内中心部に分布している
不動産業、物品賃貸業	243	242	管内中心部に分布している
宿泊業、飲食サービス業	469	318	管内全域に広く分布し特に中心部に集積している
生活関連サービス業、娯楽業	373	350	管内中心部に分布している
その他	707	510	管内全域に分布している
事業所数合計	3,540	2,765	

(出典：平成 28 年経済センサス活動調査より)

栃木市の産業構造は、企業数においては卸・小売・宿泊飲食その他サービス（第三次産業）が多く、付加価値では、製造業と建設業（第二次産業）の占める割合が高い。換言すれば、雇う力は第三次産業が担い、稼ぐ力は第二次産業が担っているともいえる。また、支出の流出率では、消費の地域外流出が多く（全市区町村 1,719 中 1,488 位）、一方においては、地域外からの資本等の流入も多い（全市区町村 1,719 中、民間投資額 75 位、その他の支出 103 位）。

2016 企業数大分類

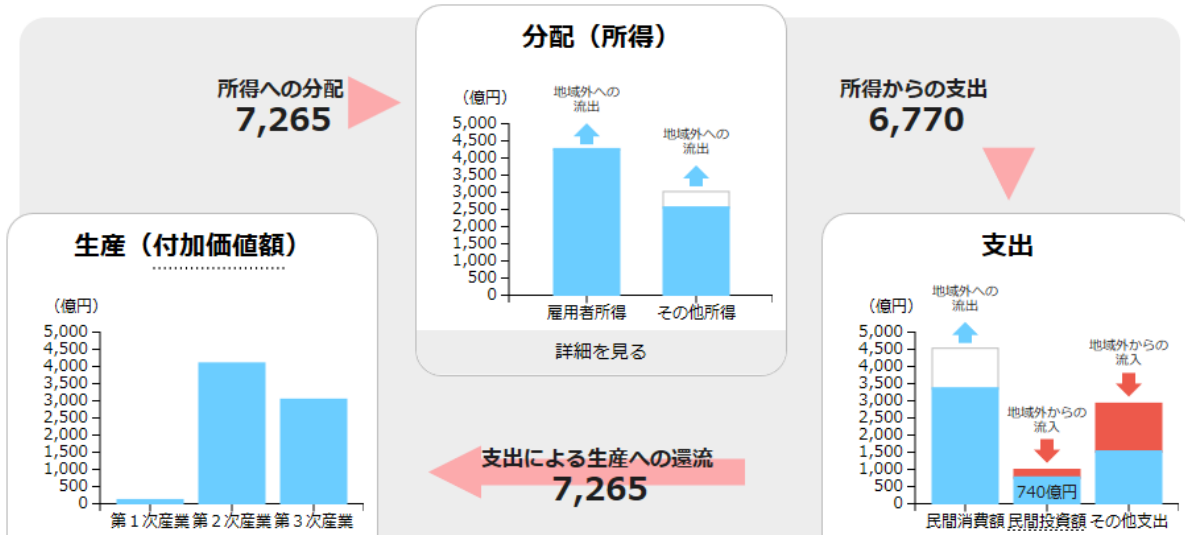


(地域経済分析システム RESAS～栃木市の全産業構造より)

## 2013 地域経済循環図

地域経済循環率  
**107.3%**

指定地域：栃木県栃木市



(地域経済分析システム RESAS～栃木市の地域経済循環図より)

※地域経済循環図：都道府県・市町村単位で、地域のお金の流れを生産（付加価値額）、分配（所得）、支出の三段階で「見える化」することで、地域経済の全体像と、各段階におけるお金の流出・流入の状況を把握できるようにしたもの。

※地域経済循環率：「生産（付加価値額）」を「分配（所得）」で除した値であり、地域経済の自立度を表したものの。

### ⑤ これまでの取組

#### 1) 栃木市の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災計画の更新（地域防災計画 2019年3月修正、水防計画 2019年3月修正）
- ・防災ハザードマップの作成（2019年3月）
- ・防災の研修会・講演会、防災訓練の実施
- ・災害情報の発信
- ・防災備品の備蓄
- ・令和元年東日本台風復旧ロードマップ作成と各施策の実施
- ・栃木市国土強靱化地域計画の策定準備

#### 2) 栃木商工会議所の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・会員事業所の復旧復興支援
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）の備蓄
- ・栃木市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・栃木市への陳情～一級河川（永野川、巴波川、思川水系）の治水対策について
- ・新型コロナウイルス感染症対策として飲食店支援サイトを公開（栃木商工会議所 SOS 情報掲載サイト）
- ・各種支援策のスピーディーな周知のための公式ツイッターの開設

## (2) 課題

- ・栃木県は地震・風水害など大規模な自然災害が比較的少ないと言われているため、自分のところは大丈夫という考えが根強く、“自分ごと”として具体的な事前対策を行わない小規模事業者が少なくない。
- ・栃木商工会議所においては、昨年4月にBCPを更新策定したが、緊急時の具体的な体制・役割分担を職員間でまだ十分には共有できていない。加えて、事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、日常業務への対応の中、必要なノウハウをもった人員が不足していることから、事前の準備対応は十分とはまだ言えない。
- ・また、緊急時における栃木市と栃木商工会議所との間の被害情報報告ルートが明確になっていない。

以上の状況を踏まえると、現在のBCPを生きたマニュアルとして全職員がスキル化するとともに、昨年の台風と今回の新型コロナウイルス感染症の対応における全職員の対応経験と身に着けたノウハウを共有し、組織で形式知化しておく必要がある。

## (3) 目標

- ・管内事業者に対し災害リスクを“わが社事”として認識して頂き、事前対策の必要性を周知啓発する。
- ・発災時における連絡体制（被害情報の迅速な報告と栃木市の支援情報の正確かつ迅速な把握）の円滑な実施を担保するため、栃木商工会議所と栃木市との間における被害情報報告ルートを複数構築する。
- ・災害対応には、適切な初動がきわめて重要であることに鑑み、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から確認するとともに職員全員が熟知共有する。
- ・発災後は栃木商工会議所の会員・非会員を問わず管内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

#### ① 事前の対策

##### 1) 管内事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時や記帳相談等の業務に際し、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・栃木商工会議所ニュースや栃木市広報紙、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者等の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・被災した際に必要となる決算関係書類（特に固定資産台帳兼減価償却額明細書）のバックアップ保管を推奨する。

##### 2) 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・管内事業者に対し、事業者BCP（初動対応に重点を置いた即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導支援及び助言を行う。
- ・事業者BCP作成の事業所インセンティブを紹介（補助金加点、認定ロゴマークの使用、金利優遇等）。

### 3) 栃木商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和元年に事業継続計画を作成済み（別添）。
- ・事業継続計画には昨年の台風被害の経験を踏まえ、情報システムの防災、備蓄品の確保、建物・設備・機器類の耐震・転倒防止策等の具体的な事前対策についても記載している他、感染症対応マニュアルも加えている。
- ・今後、栃木商工会議所で災害の程度や災害発生時間等に応じた基準マニュアルを整備するとともに職員自身が災害時の具体的な行動指針となる“マイタイムライン”等を作成する。

### 4) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

### 5) フォローアップ

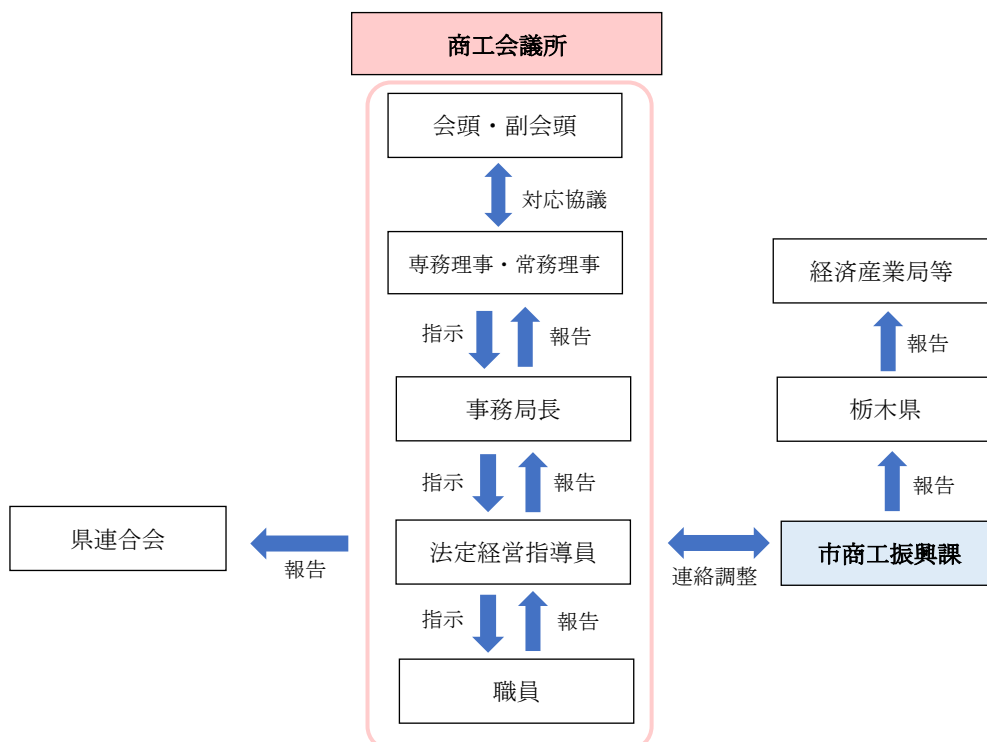
- ・管内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・(仮称) 栃木市事業継続力強化支援協議会（構成員：栃木商工会議所、栃木市）を開催し、当支援計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する。

### 6) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・栃木市や栃木県の実施する出前講座を利用し、栃木商工会議所職員の防災研修会を実施する。
- ・自然災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、栃木市との連絡ルートを確認等を行う（訓練は必要に応じて実施し、実施後は必ず振り返りによる修正・メンテナンスを行うこととする）。

## ② リスク発災時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発災時の指揮命令系統・連絡体制は、以下のとおりとする。
- ・栃木市と栃木商工会議所とで情報を共有した上で、栃木市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、栃木商工会議所においては栃木県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対しても報告を行う。



### ③ リスク発生時の対応

#### I 大規模災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

なお大規模災害発生のおそれの目安は、風水害：特別警報の発表、地震：震度5強以上の揺れ観測、とする。

##### 1) 職員の安否・出勤可否の確認（応急対策の実施可否の確認）

- ・ 栃木商工会議所職員は、発災後1時間以内（風水害の場合は法定経営指導員（又はその代行者）が定める時間）までに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否報告（連絡手段を複数確保）を行う。併せて、周辺の大まかな被害状況を随時報告する。
- ・ 報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否、管内の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を栃木商工会議所内で“共有・見える化”し栃木市へ報告するとともに、栃木市が把握する被害状況を共有する。
- ・ 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後（その際、道路や橋およびアンダー等の分断等通勤経路の状況にも十分留意する）に出勤する。

##### 2) 管内事業所の被害状況の確認と応急対策の方針決定

- ・ 栃木市は、り災証明書等の発行により、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 栃木商工会議所は、巡回や電話メール等で管内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 山間部の土砂崩れ、河川の越水や堤防決壊による氾濫被害は降雨時よりも遅れて発生することには注意を要する。
- ・ 栃木市と栃木商工会議所の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

##### 3) 被害情報の共有

- ・ 栃木市と栃木商工会議所は、以下の間隔で被害情報等を共有する。  
なお、報告様式は別添のとおりとする。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

##### 4) 被害情報の報告

- ・ 栃木市と栃木商工会議所は、情報を共有した上で、栃木市においては栃木県が定める期日までに栃木県に報告する。また、栃木商工会議所においては、栃木県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対して報告を行う。  
なお報告は上記3)と同様の様式で行う。

#### II 国際的に脅威となる感染症

自然災害と比較し、今回の新型コロナウイルス感染症のような感染症による脅威は広範囲かつ長期間にわたる場合が多い。新型コロナウイルス感染症後の国際的な感染症リスクに備えるために、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況や工場稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・栃木商工会議所として、ジェットロ栃木事務所等からの情報収集に努める。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・栃木市は、来庁または問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・栃木商工会議所は、巡回や電話メール等により管内事業者の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・栃木市と栃木商工会議所は、以下の間隔で被害情報等を共有する。  
なお、報告様式は別添のとおりとする。

海外発生期	1月に1回共有する
国内発生早期	1月に2回共有する
国内感染期	1週間に1回共有する

### 4) 被害情報の報告

- ・栃木市と栃木商工会議所は、情報を共有した上で、栃木市においては栃木県が定める期日までに栃木県に報告する。また栃木商工会議所においては、栃木県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対して報告を行う。  
なお報告は上記3)と同様の様式で行う。

## ④ 被災事業者に対する支援

### 1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法および広報周知等（地元マスコミや町内会組織、事業者組合等との連携を含む）について、栃木市と相談協議する。（栃木商工会議所は国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。令和元年東日本台風被害は激甚災害の指定を受け、その後国による特別相談窓口体制＝よろず支援拠点からの出張相談窓口が栃木商工会議所に設置された経緯がある）
- ・安全性が確認され、事業者が分かりやすく来所しやすい場所で相談窓口を設置する。
- ・管内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）を管内事業者等へ周知する。

### 2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きの際に必要な「り災証明書」「ひ災証明届出書」について周知説明し取得を促す。また被災状況が分かる写真等を残しておくよう助言指導する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対処が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を、栃木県や栃木県商工会議所連合会等に相談する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。



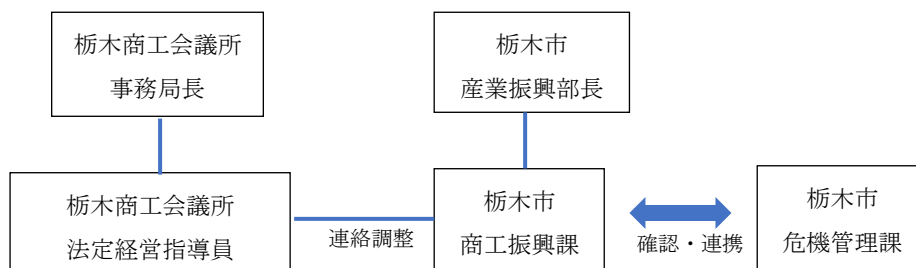
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年8月現在)

(1) 実施体制(商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 加藤 岳司(連絡先は後述(3)①参照)

” 和久井 拓哉 ”

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

栃木商工会議所

〒328-8585 栃木市片柳町2-1-46

TEL: 0282-23-3131 / FAX: 0282-22-7550

E-mail: tcci@t-cnet.or.jp

②関係市町村

栃木市役所 産業振興部 商工振興課

〒328-8686 栃木市万町9-25

TEL: 0282-21-2371 / FAX: 0282-21-2683

E-mail: syoukou@city.tochigi.lg.jp

(4) 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL: 028-623-3173 / FAX: 028-623-3340

E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4

TEL : 028-637-3725 / FAX : 028-632-9092

E-mail : info@ftcci.or.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	450	600	500	500	500
・ 専門家派遣費	200	200	250	250	250
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	170	170	170	170	170
・ パンプ、チラシ作成費	50	200	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、栃木市補助金、栃木県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
東京海上日動火災保険株式会社栃木支店小山支社 支社長 折笠 哲郎 〒323-0022 栃木県小山市駅東通り2-37-3 三共小山ビル6階 TEL: 0285-22-1569 FAX: 0285-22-1999		
連携して実施する事業の内容		
①事前対策 ・栃木商工会議所の経営指導員および職員からの相談への対応、保険対応についての研修会の開催。 ・事業者に対する保険についての意識啓発活動（情報提供、栃木商工会議所職員との同行訪問）。 ②応急対策時の管内事業者に対する支援 ・事業者の被害状況の確認と個別相談の実施。 ③管内事業者に対する復旧・復興支援 ・保険についての個別相談（今後の保険対応についての相談を含む）の実施。		
連携して事業を実施する者の役割		
①事前対策 ・保険の知識と実務についての情報・ノウハウの提供。 特に風水害対策保険や家財保険についての保険知識。 ②応急対策時の管内事業者に対する支援 ・個別被災案件への保険サイドからの助言。 ③管内事業者に対する復旧・復興支援 ・事業者に対する今後の保険適応への助言。		
連携体制図等		
連携して実施する事業について以下の体制で実施する。①～③は実施する内容の番号を示す。		
管 内 事 業 者	栃 木 商 工 会 議 所	東 京 海 上 日 動 火 災 保 険
← ②被害調査（電話/訪問）		← ①研修実施
→ 相 談		← ①③相談対応
← ②企業訪問・①同行訪問		← ①同行訪問
← ①情報提供		← ①情報提供